

次第

日時：令和5年（2023年）6月1日（木）10時00分～
場所：市民会館シアーズホーム夢ホール 大会議室

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 第1号議案
熊本市地域防災計画の改定について
 - (2) 第2号議案
熊本市水防計画の改定について
- 4 報告案件
熊本市地域防災計画の全体構成の見直しの方向性
について
- 5 講演
今年の梅雨の見通し等について（熊本地方気象台）
- 6 閉会

資料

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 熊本市地域防災計画の改定について |
| 資料1 | 配備態勢等の見直し …p3 |
| 資料2 | 避難場所・避難所の定義の見直し …p4 |
| 資料3 | 熊本市防災基本条例の反映 …p6 |
| 別冊1 | 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案） |
| 第2号議案 | 熊本市水防計画の改定について |
| 別冊2 | 熊本市水防計画 新旧対照表（案） |
| 報告案件 | |
| 資料4 | 熊本市地域防災計画の全体構成の見直しの
方向性について …p9 |
| 講演
別冊3 | 今年の梅雨の見通し等について
（熊本地方気象台） |

第1号議案

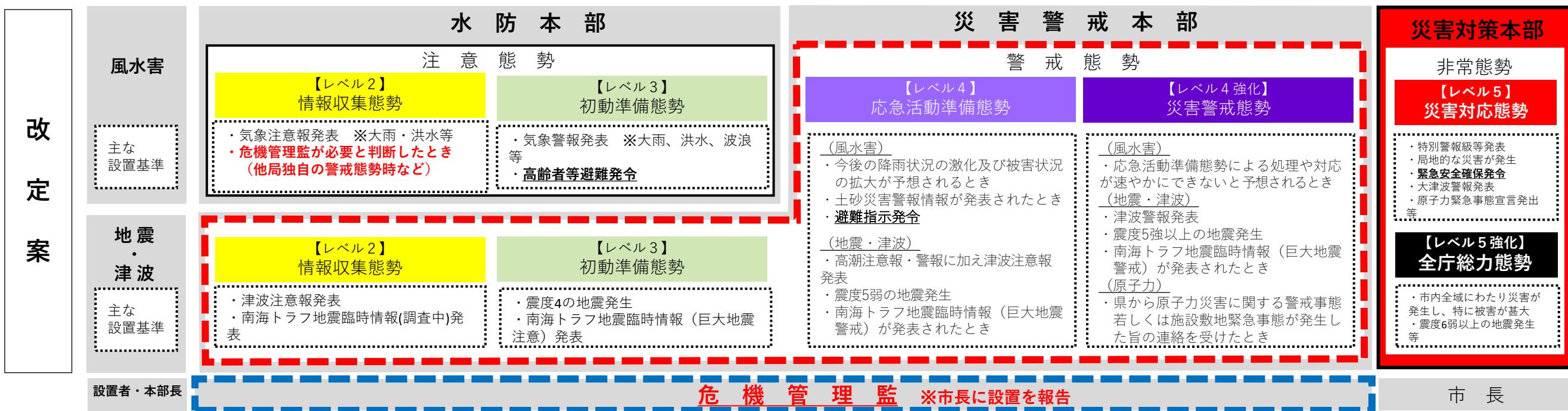
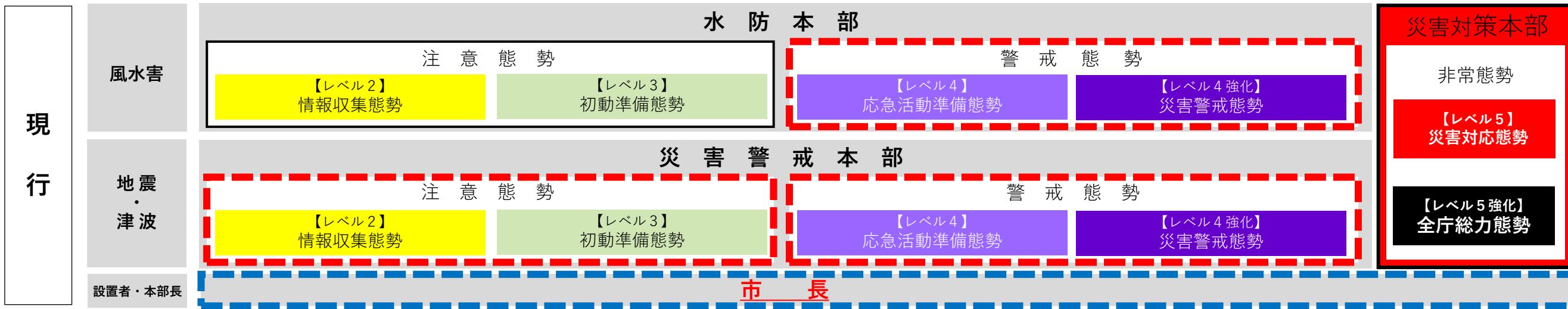
熊本市地域防災計画の改定について

改定事項

- 配備態勢等の見直し（資料1 …p3）
- 避難場所・避難所の定義の見直し（資料2 …p4）
- 熊本市防災基本条例の反映（資料3 …p6）
- 組織改編に伴う内容の精査等（別冊1 新旧対照表（案））

■ 災害時の配備態勢の見直し (見直しのポイント)

- ・ **水防本部**について、災害対策本部への移行に備え、警戒態勢時から**災害警戒本部へ移行**
- ・ 速やかに態勢が取れるように水防本部及び災害警戒本部の**設置者及び本部長を**市長から**危機管理監に変更**
- ・ 急を要する**避難指示等の発令を**地方自治法第153条第1項に基づき**副市長及び危機管理監が代理**できる旨を明記



【避難指示等の実施責任者について】

急を要する避難指示等の発令について、地方自治法153条第1項に基づき副市長及び危機管理監は、市長の代理で発令することができる。その場合、発令後は、市長に報告を行うこととする。

本件は、熊本市防災会議運営要綱第4条第1項第2号に基づき、専決処分を行い地域防災計画の改正を行ったので同条第2項により本会議に報告するもの。

○報告内容

地域防災計画に掲載の避難場所・避難所の定義は、分類・区分が整理されておらず、市民に分かりにくいものとなっていたため見直したものの。

○見直しのポイント

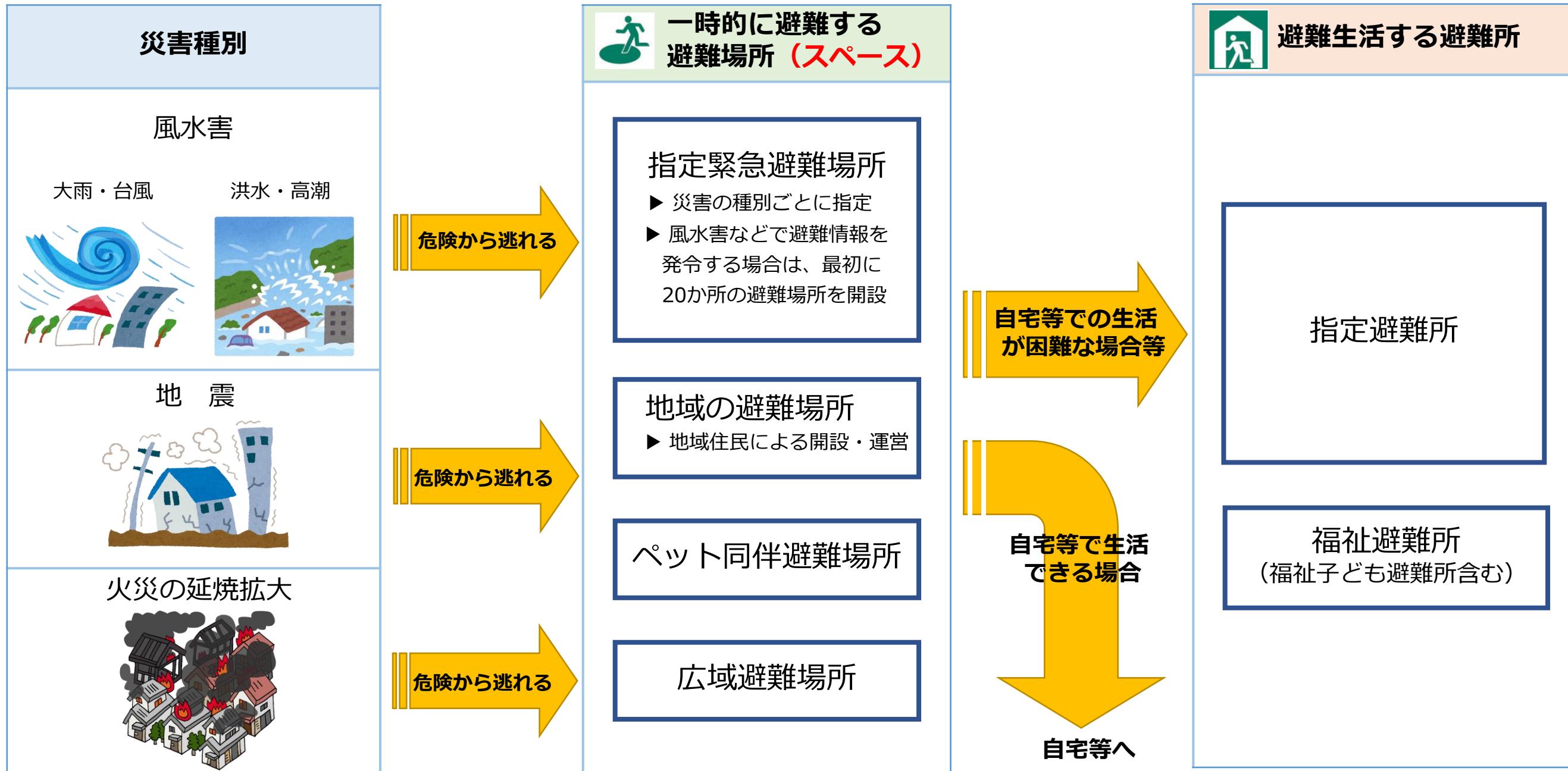
1 計画に掲載する定義

- 「一時的に避難する避難場所（スペース）」と「避難生活する避難所」で区分
- 避難場所と避難所を区別するために、避難場所には「（スペース）」の語句を追加
- 運用上の呼称の整理、避難場所・避難所の区分の明確化のため呼称の変更

見直し前	見直し後
避難場所及び避難所の定義 (1) 市が指定している「指定緊急避難場所」 (2) 市が指定している「広域避難場所」 (3) 地域が指定している「地域指定一時避難場所」 (4) 市が指定している「指定避難所」 (5) 建物がある指定緊急避難場所 (6) 補助避難所 (7) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む） (8) 保健避難所 (9) ペット同伴避難所 (10) 基本避難所	避難場所及び避難所の定義 <u>1 一時的に避難する避難場所（スペース）</u> (1) 指定緊急避難場所 (2) <u>地域の避難場所</u> (3) ペット同伴避難 <u>場所</u> (4) 広域避難場所 <u>2 避難生活する避難所</u> (1) 指定避難所 (2) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）

2 新たに計画に掲載する分類の図解

➤ よりわかりやすいものとなるよう分類を図解し、計画に掲載



※ 危険区域に該当していない場合や安全性が確認できる場所であれば、在宅避難も可能

「熊本市防災基本条例」（令和4年10月1日施行）の地域防災計画への反映

【主な反映の内容】

○「熊本市防災基本条例」で定める基本理念の反映

第3条 本市の防災は、様々な分野の平時におけるまちづくりの取組が防災につながるという認識の下、市、市民、事業者及び地域の防災組織の各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行われなければならない。

2 市、市民、事業者及び地域の防災組織は、これまでの災害の記録、記憶及び教訓を日常生活に生かし、災害の発生に備えるとともに、これを次の世代に伝承していかなければならない。

○市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割の明確化

防災に関する基本的な考え方や市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明確に規定することで、それぞれが役割を果たし、災害対応力の強化を図っていく。



第1章に反映

※構成や重複記載も併せて見直し

第2号議案

熊本市水防計画の改定について

改定事項

- 熊本市地域防災計画の改定に伴う修正等（別冊2 新旧対照表（案））

報告案件

報告事項

- 熊本市地域防災計画の全体構成の見直しの方向性について（資料4 …p9）

○現状

現計画は、平成25年度に調査した被害想定を基に、**熊本地震の課題等も踏まえ平成29年度に大幅改定**

【平成27年度】 風水害編、地震・津波災害対策編、資料編、水防計画 (4編/1115ページ)

【平成29年度】 **共通編**、風水害編、地震・津波編、**大規模事故対策編**、資料編、水防計画 (**6編/1440ページ**)

○課題

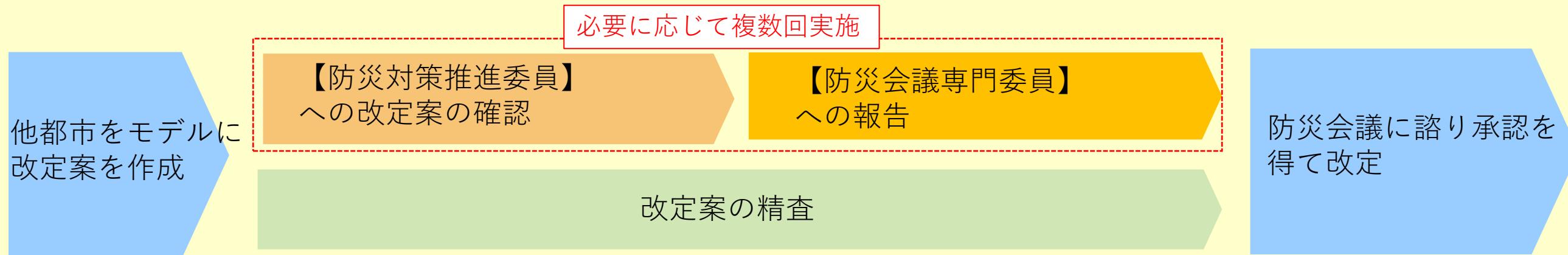
- ① 体系（章・節・項・目）の整理が不十分なため、**記載箇所の検索や記載内容の確認が困難**
- ② **標記に統一感がなく、解りにくい**
- ③ 複数冊（6冊）のため、重複記載が生じ、文章量が増加して改定作業が煩雑

○見直しの方針

- ① ⇒ 防災基本計画及び県地域防災計画との整合を図り、体系（章・節・項・目）を整理。
- ② ⇒ 記載のルールを定め、標記に統一感をもたせる。
- ③ ⇒ 文章量（ページ数）を減らす。

○改定の流れ（案）

令和6年度の改定を目指して全体構成を見直す



【防災会議専門委員】
熊本市防災会議条例第4条の規定に基づき、地域防計画改定に係る専門委員を設置し、専門員に意見等を伺いながら全体構成の見直しを進める。